

障がい者雇用率の概要

	算定の基礎となる 職員の数（※1）	障がい者である 職員の数（※2）	実雇用率 （※3）	法定雇用率
令和5年6月1日時点	1,193 人 教育委員会：265 人 教育委員会以外：928人	35 人 (29 人)	2.93%	2.60%

（※1）「算定の基礎となる職員の数」とは常勤職員及び非常勤職員のうち、1年を超えて引き続き任用することが見込まれる者の数である。このうち、短時間勤務職員（1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満の職員。以下同じ。）は1人をもって0.5人とみなす。また、1週間の勤務時間が20時間未満の職員については、当該調査の対象とはならない。

（※2）「障がい者である職員の数」とは身体障がい者数、知的障がい者数および精神障がい者数の計である。また、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者および重度知的障がい者については、法律上1人を2人相当として算出し、短時間勤務職員である重度身体障がい者および重度知的障がい者については、法律上1人を0.5人相当として算出している。なお（）内は、実際に雇用している人数である。

（※3）「実雇用率」は小数点以下第3位を四捨五入した数である。